

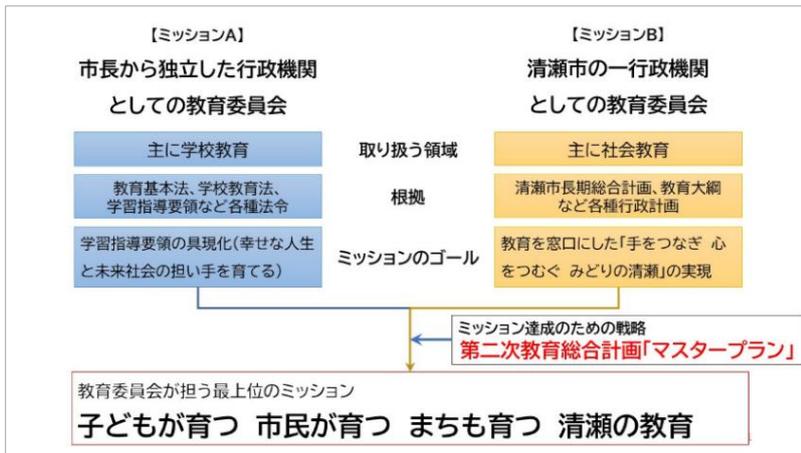


令和6年度
清瀬市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和5年度分）報告書

令和6年8月
清瀬市教育委員会



二つのミッションの達成を目指す教育委員会



私たち清瀬市教育委員会には「二つのミッション」が与えられています。一つは「A 市長から独立した行政機関としての教育委員会」が担うミッション、もう一つは「B 清瀬市の一行政機関としての教育委員会」が担うミッションの二つです。

「A」は学習指導要領をはじめとする各種法令を根拠とし、主に学校教育を通し

て、幸せな人生の創り手と持続可能な社会の担い手を育てることがゴールになり、また「B」は清瀬市長期総合計画や教育大綱などを根拠とし、主に生涯学習を足場に、市が目指すまちづくりを教育の窓口から具現化することがミッションの中心になります。

この二つのミッションが互いに関連しあいながらゴールに向かうことで、清瀬の教育はより深化・発展していきます。その想いと願いを理念的にあらわした言葉が「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」です。第二次マスタープランはこの理念を実現するための戦略がまとめられたものであり、マスタープランの推進によって「子供・市民・まち」の三者が育つ清瀬を実現することこそが、私たち教育委員会の最上位のミッションに他なりません。

人々が生きる 21 世紀は「society5.0」時代と称され、「激動」「不透明」「不確実」「非連続」「現在の延長線上にはない未来」等という言葉をもって、自ら考え判断し、主体性をもって生きることの必要性和共に、社会の変化に合わせた学校教育の改革と生涯学習の充実を求めています。

「ミッション A」においてその指針となるのが、令和3年1月に公表された「令和の日本型学校教育の構築を目指して」と題される中央教育審議会答申です。「個別最適な学び」「協働的な学び」「21 世紀に必要とされる資質・能力」「ICT の利活用」「校種間の連携・接続」「地域との協働」等のキーワードで構成された本答申を受け、私たち教育委員会は「教育委員会訪問によるオーダーメイド型経営支援への取り組み」「校内研究の充実による主体的、対話的で深い学びの実現」「GIGA 端末の活用による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進」「図書館を使った調べる学習コンクールの充実」「小中連携教育やコミュニティスクールなど新しい時代に求められる教育システムの導入」等の施策について見直したり、学校と共に改善、充実、発展に取り組んだりしてきました。

その成果は、国学力調査における学習領域の多くで、国の平均正答率を上回る結果が得られている点、家庭学習の時間が総体的に増加傾向にある点、また心の面においても「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」の問いに対する肯定率が、例年都や全国を上回っている点、「人が困っているときに進んで助けるか」の問いに対する肯定率が、経年で上昇傾向にある点など、データ上でも明らかになっており、「ミッション A」は少しずつではあるものの、確かな歩みの中で達成に近づいていると自負しているところです。

また「ミッション B」の充実が必要となる根拠は「人生 100 年時代の到来」という社会的な事実と、「社会総がかりで子供を育む」という本市が掲げる理念です。現在、我が国は世界一の長寿大国として評価されていますが、対して「平均寿命」と「健康寿命」との開きは男性が約9年、女性が約12年という実態にあります。この開きを如何に少なくし、健康で幸福度が高く、生きがいのある「人生 100 年」を送ることができるか、ここに生涯学習・生涯スポーツが果たすべき大きな役割があります。

一方、子供の成長は家庭、学校、地域社会の三者が目標を共有し連携・協働することで初めて実現するものです。子供が学び、成長するフィールドは学校だけではないことを、学校関係者のみならず社会全体が改めて確認し、地域社会が有する資源を活用した「子供のための生涯学習」等によって、一人一人の可能性を伸ばす教育に力を入れることは、個々の子供のウェルビーイングを高めるとともに、持続可能な社会、未来に向けて発展を続ける清瀬の担い手を育てることに他なりません。

この度の点検評価では、生涯学習に関する項目は「学校と保護者間のデジタル連絡ツールを活用した生涯学習・スポーツにかかる情報発信」と「下宿市民センターのテラス工事」に関する二項目でしたが、他にも「ポッチャ祭の開催」や「ニュースポーツ体験会の実施」、「学校支援本部事業の一層の充実」や「読書交流会の開催」、子供のための生涯学習講座「清瀬子ども大学」の拡充や、発信力強化のための教育委員会 Hp の改善など、「ミッション B」の達成を目指した多様な取り組みが進んでいます。

反面、生涯学習・スポーツの対象者が特定の年齢層に偏る傾向にある点や、国民的な読書離れが進む中、図書館を含む新しい生涯学習の在り方について研究すべき点など、今後私たちが真正面から向き合わなければならない課題も山積しています。中でも点検・評価の観点からは、これらの成果を客観的に表すことができる適正な「モノサシ」の開発が、「ミッション B」にかかる引き続きの課題であると自覚しています。

過去「教育の成果は短時間で現れるものではないし、数値で表せるものでもない」といわれ、社会の大方はそれを納得してきました。確かに子供の成長はじっくり、ゆっくりとした時間軸の中で図られますし、学習の根っこになる「関心」や「意欲」を数値で表現することは困難を極めます。しかし今や教育の領域においても EBPM (Evidence Based Policy Making = 根拠に基づく政策立案) が求められ、点検・評価はこれまでの3K(カン、コツ、経験)中心の教育からの脱却を図る非常に重要な時と場になることは間違いありません。

「社会総がかりで子供を育む清瀬」を目指している私たち教育委員会は、大学等専門機関と連携しつつ、まさに「社会総がかり」でこの困難な課題に向き合い、二つのミッションをより達成するための「解」を必ずや見つけ出し、足腰が強く、持続可能な清瀬の教育の創造に取り組んで参ります。今後の取り組みにぜひご注目ください。

末筆になりますが、点検・評価を進めるにあたり貴重なご意見、ご示唆をいただきました十文字女子大学 塚田昭一教授、そして国立教育政策研究所 植田みどり総括研究官に心からの御礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和 6 年 8 月 30 日

清瀬市教育長

坂田 篤

目次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について ……	1
第2	長期総合計画・実行計画と総合教育計画マスタープラン実行計画について ……	2
第3	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要 ……	3
	令和5年度教育委員会事務事業一覧 ……	5
第4	令和5年度点検評価 点検評価対象事業について ……	7
	1. 校務支援システムとあわせて導入する	
	学校・保護者間のデジタル連絡ツールの活用 ……	8
	2. 新校開設に向けた取組 ……	10
	3. 小学校特別支援学級事業・中学校特別支援学級事業 ……	11
	4. 下宿地域市民センターテラス新設工事 ……	13
	5. 図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ……	14
第5	点検評価に関する有識者からの意見 ……	16
第6	清瀬市教育委員の活動状況（令和5年度） ……	19
＜資料＞		
	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 ……	24

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 はじめに

清瀬市においては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を毎年実施しています。

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、教育行政における事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

これを機会として、清瀬市教育委員会は各事業の成果効果を検証し、事業内容や教育の質の向上を図ってきました。事務の点検評価を行うことを通して、市民や関係機関、市役所内外の各部署と協働を進めています。

2 点検評価の対象と目的

平成29年度に策定した「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」（以下、「第2次マスタープラン」）の基本理念の5つの柱と16の施策の方向性を実現するために実行計画を作成しています。

実行計画の中から特に各課及び図書館が力を入れて取り組みをした事業を点検評価の対象としました。外部評価委員の点検を受け、事業の目的や目標、施策の取組状況と成果や課題を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、市民の方々へ報告することを目的としています。

3 点検評価の客観性

点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けることとします。

第2 長期総合計画・実行計画と教育総合計画マスタープラン実行計画について

第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政のお互いの役割分担と協働して成し遂げることを明示し、めざすべきまちの将来像を教育の側面から実現するための計画です。

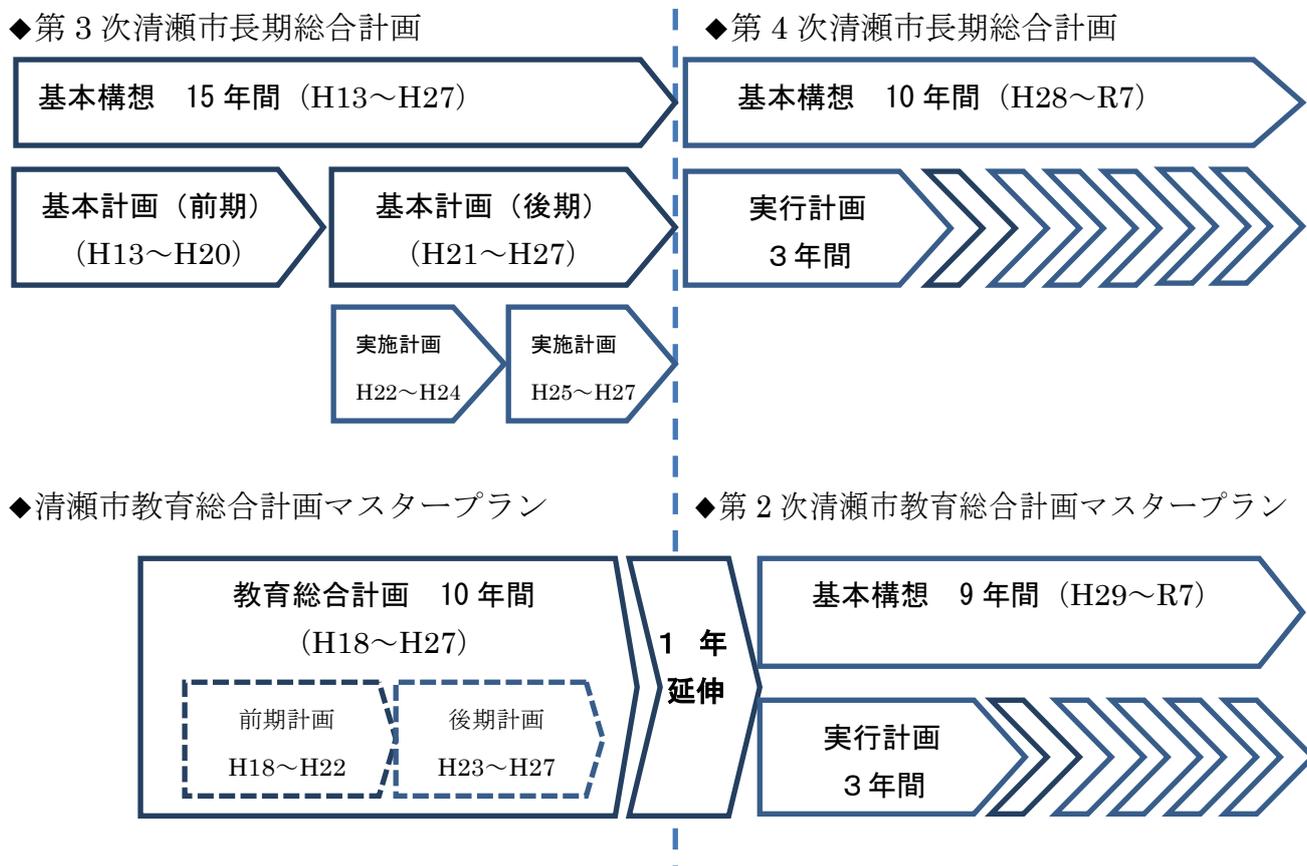
長期総合計画の構成は「基本構想」と、それを実現する「実行計画」の二層構造とし、前者の計画期間を10年、後者を3年とすることで、これまでよりわかりやすく、実効性のある計画を目指しています。

長期総合計画・実行計画の詳細は以下のURLから詳細がご覧いただけます。

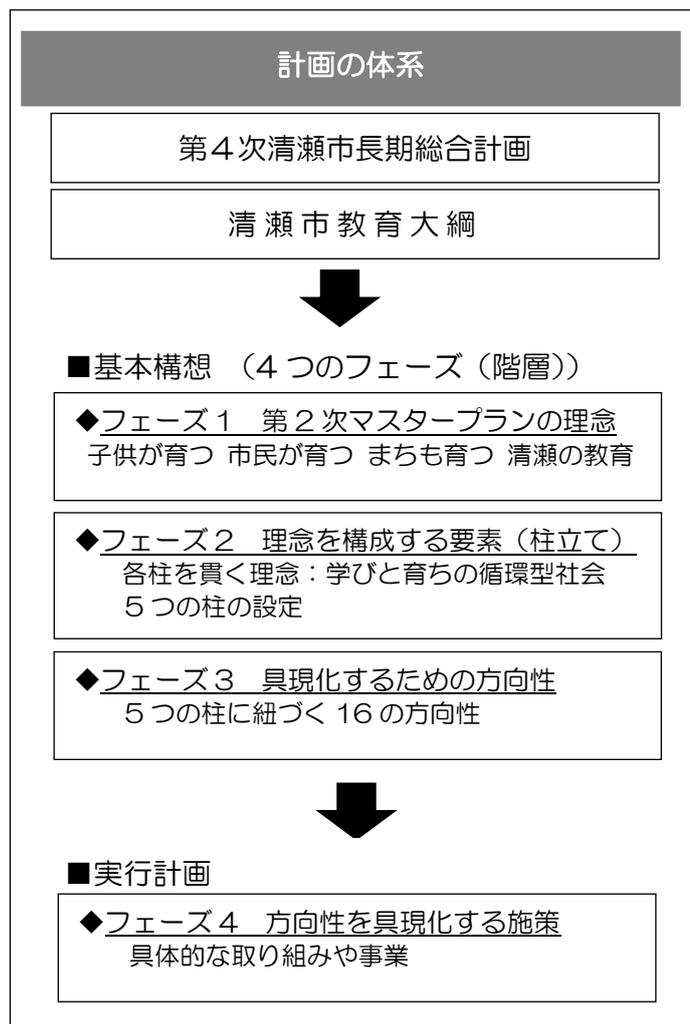
<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisa/ku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>



清瀬市長期総合計画と教育総合計画マスタープランの計画体系



第3 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要



本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものであり、清瀬市長期総合計画の教育分野に係る個別計画の役割を果たし、学校教育と生涯教育について取組みの指針や方向性を示すものです。

本計画は、「基本構想」と「実行計画」からなる二層構造の体系とし、構成する要素を4つのフェーズ（階層）に分けました。

フェーズ1は基本理念、フェーズ2は理念を構成する柱、フェーズ3は柱を具現化するための方向性、フェーズ4は方向性を具現化する事業となっています。

基本構想で示された5つの柱と方向性については、以下のURLから詳細がご覧いただけます。

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/mokuhyoukeikaku/2000110.html>



◇基本構想の概略

基本理念

「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」

基本理念の実現のため、5つの柱と、柱を具現化するための16の方向性によって構成しています。

○柱1. 健幸で生きがいのある学び・活動を支援します

方向性1 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援

方向性2 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進

方向性3 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供

○柱2. 家庭の教育力向上を支援します

方向性4 保護者への様々な学びや交流の場の提供

方向性5 家庭の教育力向上のための普及・啓発

方向性6 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築

○柱3. 学力を保証し健やかな心と体を育てます

方向性7 「確かな学力」の育成

方向性8 学びの関心や意欲を高めるための教育の推進

方向性9 豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心の育成

方向性10 運動習慣の確立による体力の向上

方向性11 教育環境の整備

○柱4. 郷土の自然や文化への学びを支援します

方向性12 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成

方向性13 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化

方向性14 体験を通じた郷土文化の継承と郷土愛の醸成

○柱5. 地域の力で清瀬の教育をつなぎます

方向性15 世代を超えた地域コミュニティの構築

方向性16 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

◇資料◇

令和5年度教育委員会事業一覧（5～6ページ）

教育委員会が実施する主な事業の一覧です。

実施する事業を中央に記載し、左側から教育総合計画マスタープランの基本構想「柱」と「方向性」の番号を記載し、事務事業名の右側には長期総合計画の施策番号を記載しています。令和5年度重点事業及び外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業には●をつけています。

7ページ目以降で、外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業の概要説明と詳細を記載した個票を記載しています。

令和5年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和5年度～7年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和5年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期総合計画 施策番号
1	1	生涯学習基本方針による事業推進（情報発信）	生涯学習スポーツ課			122
		生涯学習情報の提供（「まなびすと」の発行）	生涯学習スポーツ課			122
		市民主体のスポーツ活動促進に向けた支援	生涯学習スポーツ課			123
		生涯学習施設環境の向上	生涯学習スポーツ課	●	●	122・123
		校務支援システムと併せて導入する学校・保護者間のデジタル連絡ツールの活用	教育企画課	●	●	122・123
	2	図書館サービスボランティアの育成（音訳・読み聞かせ）	図書館			122
		読書交流会（講師による本の解説と交流会）	図書館			122
		子ども向け事業（おはなし会・工作等の子ども会など）	図書館			122
		図書館のあり方の検討	図書館			122
		図書館を使った調べる学習コンクールの実施	図書館	●	●	122・321
		指定管理者による生涯学習事業の実施	生涯学習スポーツ課			122
		スポーツ振興事業の推進（市民のスポーツ活動の促進）	生涯学習スポーツ課			122
		生涯学習施設環境の向上	生涯学習スポーツ課	●	●	122
	3	指定管理者による生涯学習事業の実施	生涯学習スポーツ課			122
		市民文化祭の開催支援	生涯学習スポーツ課			122
		石田波郷俳句大会	生涯学習スポーツ課			122
地域資源を活用した体験型の学びの場		図書館			122	
2	4	子ども向け事業（おはなし会・工作等の子ども会）	図書館			122
		ブックスタート事業（乳幼児や保護者に向けたおはなしのじかん）	図書館			122
		親子で参加でき、保護者同士の交流の場となる指定管理者による自主事業の実施（児童館）	生涯学習スポーツ課			511
	5	学校給食への地場産物活用	教育企画課			321
		おいしい学校給食レシピ集	教育企画課			321
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育相談室」の機能強化	教育指導課			332
		ブックスタート事業（乳幼児や保護者に向けたおはなしのじかん）	図書館			122
	6	特別支援教育の充実	教育指導課	●	●	321
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育支援センター（フレンドルーム）」の機能強化	教育指導課			332
		清瀬市しあわせ未来センター内「教育相談室」の機能強化	教育指導課			332
		学童クラブ指定管理者制度の導入	生涯学習スポーツ課			312
		学齢人口を踏まえた児童の受入体制の整備	生涯学習スポーツ課			312
3	7	特色ある学校づくり	教育指導課			321
		市学力調査の実施	教育指導課			321
		ICTを活用した教育の推進	教育指導課			321
		教育課題「英語（話すこと）の指導の充実」	教育指導課			321
	8	教育機器の適切な環境整備	教育企画課			321
		ICTを活用した教育の推進	教育指導課			321
		特別支援教育の充実	教育指導課	●	●	321
		図書館を使った調べる学習コンクールの実施	図書館	●	●	122・321
		学校・保護者への図書支援	図書館			122
	9	清瀬市子供読書活動推進計画の推進	図書館			122
		「命の教育」にかかわる体験活動の実施	教育指導課			321
		学校図書館運営支援員の配置	教育指導課			321
		「清瀬の100冊」の活用	教育指導課			321
	10	「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
		東京都児童・生徒体力・運動能力調査の実施	教育指導課			321
		安全な部活動の継続実施に向けた〔都〕部活動指導員の配置	教育指導課			321
小中学生のスポーツ活動の支援		生涯学習スポーツ課			321	
部活動の地域連携・地域移行		教育指導課			321	
		生涯学習スポーツ課			321	

令和5年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和5年度～7年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和5年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期総合計画 施策番号
3	11	屋内運動場照明器具LED化工事	教育企画課			321
		校舎照明器具LED化工事	教育企画課			321
		屋内運動場大規模改造工事	教育企画課			321
		トイレ大規模改造工事	教育企画課			321
		校舎構造体耐久度調査	教育企画課			321
		新校開設に向けた取組	教育企画課	●	●	321
		GIGAタブレット端末の維持改善	教育企画課			321
		統合型校務支援システムの整備	教育企画課			321・522
		新型コロナウイルス感染症対策備品の整備	教育企画課			321
		学校給食の地産地消拡大のす新体制の整備	教育企画課			321
		民間プール施設を活用した水泳指導の充実	教育指導課			321
4	12	小学校社会科副読本3・4年生用「わたしたちの清瀬」の活用	教育指導課			321
		「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
	13	郷土に関するレファレンスの充実	図書館			541
		結核関連コーナーの設置（常設）	図書館			541
	14	清瀬ゆかりのコーナーの設置	図書館			541
		小学校社会科副読本3・4年生用「わたしたちの清瀬」の活用	教育指導課			321
5	15	「清瀬市道徳郷土資料集」の活用	教育指導課			321
		コミュニティハウス事業	教育指導課			322・511
	青少年健全育成事業	生涯学習スポーツ課			511	
	16	学校支援本部運営の推進	生涯学習スポーツ課			322
		地域コーディネーターの研修実施・育成	生涯学習スポーツ課			322
コミュニティスクールの設置	教育指導課			322		

第4 令和5年度点検評価

◇点検評価対象事業について

【教育企画課】

○校務支援システムとあわせて導入する学校・保護者間のデジタル連絡ツールの活用

市立学校に通う児童・生徒の保護者に対する市及び市教育委員会からの情報提供を目的として、学校・保護者間のデジタル連絡ツールを活用します。令和5年度は、子ども向けイベントへの参加募集、教育に関わる取り組みの周知、物価高騰による支援給付金などの情報を発信しました。

○新校開設に向けた取組

令和の日本型学校教育に向けた学校づくりの理念、小中一貫教育の導入、地域活動に資する学校施設など、新しい学校づくりに必要な事項について検討し、新校開設に向けた基本構想及び基本計画を令和4年度から2か年で策定します。令和5年度は、より多くの市民参画を目指し、機運醸成のために市民ワークショップ、公開シンポジウムなどを行いました。

【教育指導課】

○小学校特別支援学級事業・中学校特別支援学級事業

清瀬市特別支援教育推進計画〔第五次実施計画〕（令和5年2月）及び清瀬市立学校特別支援学級再編計画（令和3年12月）に基づき、特別支援学級の新設・移設を行います。令和5年度は、計3校において特別支援学級の指導を開始したほか、清瀬第十小学校及び清明小学校の知的学級開級に向けて見学会などを開催し、準備を進めました。

【生涯学習スポーツ課】

○下宿地域市民センターテラス新設工事

市民の生涯学習、コミュニティの拠点である下宿地域市民センターの活用促進を図り、地域の憩いの場として、みどりと調和した屋外学習施設となる屋外テラスを敷地内に整備します。令和5年度は、11月から共用開始し、指定管理者による自主事業やキッチンカー出店などでテラスを活用しました。

【図書館】

○図書館を使った調べる学習コンクールの実施

各図書館において調べる学習のための資料を展示し、コンクール及び資料のPRに努め、調べることの面白さ、知ることの楽しさを体感することを通じて図書館利用を促進します。令和5年度は、市内小中学校14校すべての学校から昨年を上回る応募があり、教育指導課との連携により地域コンクールを開催し、審査の結果、17名の作品を全国コンクールに推薦しました。

令和5年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育企画課

事務事業名	校務支援システムとあわせて導入する学校・保護者間のデジタル連絡ツールの活用
-------	---------------------------------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	2、3	小学校費 中学校費
目	1	学校管理費
事業番号	3	小学校運営管理費 中学校運営管理費
総事業費(千円)	123,122(構築費用76,500を含む)	

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	12	122	1
1	12	123	1
1	12	123	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性			
1	1	市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援		
		新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、生涯にわたって生きがいのある活動をするための支援をします。また、生涯学習への意識を的確に把握し、情報を発信することで市民のニーズに対応した生涯学習活動を充実させます。		
指標 【第2次清瀬市教育総合計画 マスタープラン実行計画 (令和6~7年度)掲載】		(柱1・方向性1) 「この一年間で生涯学習を行う機会をもつことができた」と回答した割合		
		現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和7年度)
		15.1%	17.0%	17.0%

※ 令和2年度世論調査(3年毎に実施のため、令和5年度、7年度は同数値)。

重点とする事業

事業名	校務支援システムとあわせて導入する学校・保護者間のデジタル連絡ツールの活用
事業概要	令和5年度より導入した学校・保護者間のデジタル連絡ツールの機能のうち自治体通知機能は、市報やホームページ、各種SNSで発信している情報を、ダイレクトに保護者へ斉配信できる。 令和5年度は、生涯学習施設で実施する世代を超えた交流事業や様々な学びの場の情報などを積極的に発信していく。
令和5年度の事業目的	上記のツールを活用して情報発信をすることにより、市民のニーズに対応した生涯学習の支援を行う。
令和5年度の事業指標	①保護者にとって有効と考えられる市の施策等の情報について、適宜、情報発信をしていく。(週1回程度) ②自治体通知機能に係る保護者の満足度(アンケート実施。3分の2の肯定率を目指す)
中間	①保護者登録率が90%を越え、9月から「自治体からの通知機能」の運用開始した。 9月末までに4課5件の情報を配信した。※未来創造課(清瀬駅南口児童館の中間報告会)、市民協働課(市民まつりの子供参加企画)、産業振興課(プレミアム付デジタル商品券の周知)、教育企画課(物価高騰による支援給付金の周知ほか1件)。 ②運用開始から1か月のため、年度末にアンケートを実施する予定。 なお、学校管理職の一部から配信回数が多いという意見もあるので、年度末アンケートでは頻度も調査する。
年度最終(目標・指標に対する状況)	①10月から3月末までに、各課で開催する講演会などの周知、スポーツイベントへの参加募集など、4課14件の通知に利用された。 ②令和6年3月4日から3週間、オンラインでアンケートを実施し、803名から回答を得た。ホームアンドスクール自体の満足度は肯定的(5段階評価で4以上)な方が74.5%であった。「自治体からの通知」に関しては肯定的が33.5%に留まり、5段階評価で3とする評価が49.3%となった。また、中間報告で懸念した配信頻度については、「多い」が全体の2.2%、「少ない」が7.6%であり、頻度よりも内容の充実を求める意見が多かった。

<p>外部評価委員 意見</p>	<p>・これから益々進展する情報化時代に合わせて、市報などの紙ベースだけの情報発信だけでなく、デジタル情報の発信も併せて一層強化し、より多くの市民のニーズに応えようとされている取組みは、大いに評価できる。しかし、一番大切なことは、発信される情報が市民、保護者等にとって、本当に必要な情報か、役立つ情報なのかといった点である。今後、「自治体からの通知」に関する肯定的な回答率を高めるために、市民にとって生涯学習活動に繋がる有益な情報、保護者にとって学校理解に繋がる有益な情報と整理され、情報発信を今以上に受け手のニーズに応えていくことが必要である。</p> <p>・多様なツールを活用し、アウトリーチ的に情報発信をする手段として導入されたという意図は理解できる。しかし実際の運用においては、「自治体からの通知」に対する肯定的な評価が33.5%に留まっていることを真摯に受け止めた上で、今後の改善策を検討する必要がある。その際に、ホームアンドスクールの本来的目的である学校と保護者の連絡ツールの機能に負の影響を与えることがないように十分留意する必要がある。また、この事業の目的が、市民のニーズに対応した生涯学習の支援であることを鑑みると、市民のニーズに合致した情報提供になっているのかの検証が必要である。さらに、指標が「この1年で生涯学習を行う機会を持つことができた」と回答した割合においていることに対応した成果の検証が必要である。現状ではこの2点が十分に検証として行われているとは言えないので、この点を次年度に向けた成果の検証を行う際に対応することを求める。</p>
----------------------	--

令和5年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育企画課

事務事業名	新校開設に向けた取組
-------	------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	1	教育総務費
目	2	事務局費
事業番号	12	新校建設事業
総事業費(千円)	27,852(内、2か年分の業務支援費用として26,136)	

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	32	321	1
3	32	321	2
3	32	321	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性		
3	11	教育環境の整備	
		学校施設の老朽化は国全体で大きな課題となっています。子供たちが安心して学校生活を送り、教育効果を最大限高めるための環境整備が必要です。義務教育学校などの諸制度や地域の学校としての複合的な機能など、今後の社会情勢を踏まえた新たな観点での検討を進めていきます。	
指標 【第2次清瀬市教育総合計画 マスタープラン実行計画 (令和6~7年度)から抜粋】		(柱3・方向性11) 個別施設計画(学校に限る)の推進度の達成率	
		現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)
		29.5%	47.7%
			目標値(令和7年度)
			90.9%

※個別施設計画に基づき、教育委員会が独自に設定。

重点とする事業

事業名	新校開設に向けた取組
事業概要	令和4年度及び5年度の2か年で新校に係る基本構想及び基本計画を策定する。新校開設を契機とする令和の日本型学校教育に向けた学校づくりの理念や目標、小中一貫教育など新しい教育制度の導入に向けた検討をするとともに、未来の教育を支える学校施設や地域活動に資する学校施設など、様々な課題を整理しつつ、より多くの市民参画を図った中で計画づくりを進めていく。
令和5年度の事業目的	上記計画の策定にあたり、市民参画を推進する。
令和5年度の事業指標	①2か年の策定期間を通して、講演会を1回・市民ワークショップを4回・シンポジウムを1回・児童による作品作文の作成・児童と教育委員会との懇談会・市民アンケートを実施し、延べ1,000人の参画を目指す。 ②基本構想及び基本計画策定に係る市民参画の満足度(アンケート実施。3分の2の肯定率を目指す)
中間	①令和4年度より継続している「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会」を5回開催したほか、8月に現地視察として府中市立府中第八小学校で先進的な施設や取組について理解を深めてもらう機会を設けた。また、市民ワークショップを4回実施し、参加者は86名。その他、清瀬小学校の協力により、新校に関する作文やイラスト作成、同じく清瀬小学校6年生児童90名を対象に教育委員及び事務局とディスカッションを通じて、機運醸成に努めた。今後は策定委員会を10月に2回実施して答申をまとめていただいた上で、教育委員会として計画案を策定し、12月にパブコメ及び普及啓発を目的としたシンポジウムを実施予定。 ②11月の市報で特集号を刊行するため、QRコードを使ったアンケートを行い、満足度を調査する予定。
年度最終 (目標・指標に対する状況)	①令和4年度・5年度で実施した各種事業、講演会を1回・市民ワークショップを4回・シンポジウムを1回・児童による作品作文の作成・児童と教育委員会との懇談会・パブリックコメント等)を通じて延べ数約1100人の参画をいただいた。 ②市民参画の満足度を市民アンケートにより調査した。そのなかでは、市が主催となって行った事業に参画した方の5分の3の方から「参加して良かった」という回答をいただいた。
外部評価委員 意見	・これまで市民ワークショップ等の開催を通して、子供、教員、保護者、地域住民の意見を施策検討に十分に反映されており、基本計画の策定は概ね順調と判断できる。事業概要に示された、小中一貫教育は次世代の教育を実現する新しい学校の創造において有効であると考えられる。その有効性の1つとしていわゆる中1ギャップ、不登校児童生徒の解消、さらには、9年間を通じた円滑な教育課程による学習意欲や学力の向上といったことが挙げられる。今後、新校開設に向け、これらの教育課題と連動した形で市民、保護者により丁寧に説明していくことが重要である。 ・ワークショップやシンポジウム、懇談会やアンケートなど多様な機会を通して、学校関係者だけでなく、市民の声を収集し、新校開設の検討が進められている点は評価できる。また具体的に、芝生化や太陽光発電の設置、ICT機器の整備、地域に開かれた学校等などがプランに反映されている点も評価できる。しかし、現在取り組まれている活動は意見の収集等で、新校開設のプロセスに「参加」しているに留まっている。しかし、中間及び年度最終の評価票の中では「参画」という言葉が多用されている。現状を反映する表記としては、「参加」という表記が適切であると考え。今後は、これまで収集されてきた市民の声を新校開設に反映させることを見える化して、市民への説明責任を果たすことが本事業を円滑に進めていく上で重要である。次年度以降の具体的な計画づくりの円滑な推進を期待する。

令和5年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育指導課

事務事業名	小学校特別支援学級事業・中学校特別支援学級事業
-------	-------------------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	2・3	小学校費 中学校費
目	4	特別支援教育費
事業番号	2・1	小学校特別支援学級事業 中学校特別支援学級事業
総事業費(千円)	6,489	

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
3	32	321	1
3	32	321	2
3	32	321	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性		
2	6	子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築	
		子育てについて悩みや不安を抱え、孤立する家庭が相談・交流できる支援体制を整えます。また、地域人材の積極的な活用や関係機関との連携により、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを目指します。	
3	8	学びの関心や意欲を高めるための教育の推進	
		児童・生徒の学力を高めるためには、学習内容への興味・関心や、意欲的に学習する態度が不可欠です。指導法の工夫や教育機器の適切な活用によってこれらの力を育みます。	
指標 【第2次清瀬市教育総合計画 マスタープラン実行計画 (令和6～7年度)から抜粋】	(柱2・方向性6) 市内の子どもや若者は健全に育っていると思う人の割合		
	現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和7年度)
	46.0%	46.5%	46.5%

※ 令和2年度世論調査(3年毎に実施のため、令和5年度、7年度は同数値)。

重点とする事業

事業名	小学校特別支援学級事業・中学校特別支援学級事業
事業概要	清瀬市特別支援教育推進計画[第五次実施計画](令和5年2月)及び清瀬市立学校特別支援学級再編計画(令和3年12月)に基づき、特別支援学級の新設・移設を行う。一校あたりの特別支援学級数が増加傾向にあった特別支援学級設置校の指導スペースが狭くなってしまう問題の解決を図る。また、長年一校二障害種(知的・情緒)として特別支援学級を設置していた体制を一校一障害種として再編し、学校の指導体制の焦点化を図る。令和5年度事業は下記のとおり。 ①清瀬第二中学校及び清瀬第三中学校に知的学級を開級、指導開始 ②清瀬第六小学校に言語通級指導学級を開級、指導開始 ③清瀬第十小学校及び清明小学校の知的学級開級に係る準備(説明会、見学会、施設、備品等) ④清瀬小学校及び清瀬第七小学校の情緒学級閉級に係る準備(転校相談、備品等の移動等)
令和5年度の事業目的	通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させることを基本的な考え方として実施する。
令和5年度の事業指標	学校評価にかかわる児童・生徒、保護者の学校教育に係る満足度(アンケート実施。3分の2の肯定率を目指す)
中間	学校評価については、各校12月以降に実施予定。以下は現在の進捗状況。 ①4月より清瀬第二中学校、清瀬第三中学校に知的障害特別支援学級を新設した。9月現在の在籍数は清瀬第二中学校11名、清瀬第三中学校7名。交流及び共同学習については、修学旅行やスキー教室といった宿泊行事や校外学習について通常の学級の生徒と特別支援学級の生徒と一緒に参加し交流するなど、順調に進められている。 ②清瀬第六小学校に言語障害通級指導学級を設置した。9月現在の在籍数は4名となっている。下半期には5名の入室を予定している。 ③清瀬第十小学校及び清明小学校の知的学級開級に係る説明会、訪問見学会について学校と日程調整中である。また、施設、備品等について、工事及び購入計画を作成中である。 ④清瀬小学校の情緒学級閉級に伴う転学相談についてはケースに応じて就学相談員が聞き取りを行っている。清瀬第七小学校については、卒業学年を除いて全児童が清瀬第三小学校情緒学級への転学が完了している。

<p>年度最終 (目標・指標に対しての状況)</p>	<p>学校評価に関わる児童・生徒アンケートの結果において、小学校への質問項目「特別支援学級と一緒に行う交流活動(行事も含みます。)は楽しい」では、肯定的な回答をした児童が79.7%、中学校への質問項目「特別支援学級共に学ぶ交流活動(行事含む)は、お互いが高め合う活動になっている」では、肯定的な回答が69.8%であった。また、保護者へのアンケートでは、「児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行っている」について、肯定的な回答は78.3%、特別支援学級を設置している学校の保護者への質問項目「通常の学級と特別支援学級との交流活動を積極的に進めている」では、肯定的な回答は72.7%であった。</p> <p>目標指標としている3分の2以上の肯定的な回答を得られた一方で、中学校生徒アンケートでは、「分からない」に回答した生徒が15%程度いる。交流及び共同学習の意義をしっかりと伝えていくことが必要である。また、保護者アンケートでは、どちらの項目も「分からない」と回答した保護者が16%程度いる。学校の取組について情報発信する機会をより多く設けていくことが課題として考えられる。</p>
<p>外部評価委員 意見</p>	<p>・清瀬市特別支援教育推進計画(第五次実施計画)令和5年2月の報告書に示されたとおり、令和3年度から11年度までに市内の特別支援学級の再編の取組は、学校の指導体制の焦点化や交流及び共同学習の充実を図る上で意義あるである。しかし、「学校の指導体制の焦点化」については、効果検証の検討が必要ではないだろうか。長年一校二障害種として設置していた特別支援学級を一校一障害種に再編したことで、より一人一人に応じた指導の実現がなされたことの実証的なデータが必要である。その実証的なデータは、子どもの変容した姿や教師の質的な指導力向上に表れる。教育委員会委嘱事業による学校研究に期待したい。</p> <p>・小中学校共に特別支援学級の量的な拡充は計画通り進んでいる点は評価できる。今後は質的な充実を図っていくためにも、一人一人に応じた指導の充実を図るための指導体制の充実につながる人的配置や指導助言の拡充整備の更なる充実が必要である。本事業目的が「通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させることを基本的な考えとして実施する」であることと、成果の検証という点において、現状では前半の「交流及び共同学習」の実施についての検証は行われている。しかし後半の「一人一人に応じた指導を実現させること」に関する検証が適切とは言えない状況である。保護者や児童へのアンケートをデータとしているが、児童に対しては交流活動について質問し、保護者に対しては全般的な意味での一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援や、交流活動のことについての内容となっており、この事業目的で意図されている一人一人に応じた指導を実現させるということを検証するアンケートになっていない。今後は、事業目的に合致した形の効果検証に繋がるアンケート内容への変更等を検討する必要がある。その上で、事業目的を的確に検証できるエビデンスの収集の充実を期待したい。</p>

令和5年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課

事務事業名	下宿地域市民センターテラス新設工事
-------	-------------------

財務科目・総事業費(予算額)

会計	—	—
款	10	教育費
項	6	保健体育費
目	2	保健施設費
事業番号	1	清瀬内山運動公園等管理事業
総事業費(千円)	74,844 (内、当該事業分 5,700)	

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
1	12	122	1
1	12	122	2
1	12	123	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性		
1	1	市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援 新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、生涯にわたって生きがいのある活動をするための支援をします。また、生涯学習への意識を的確に把握し、情報を発信することで市民のニーズに対応した生涯学習活動を充実させます。	
1	2	生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進 図書館や郷土博物館などの生涯学習施設は、いつでも誰でも学ぶことのできる場としてだけでなく、市民が集いネットワークを広げる場でもあります。世代を超えた交流などの情報の拠点として様々な事業を実施し、いつでも必要な情報を得られる学習機能の充実を図ります。	
指標 【第2次清瀬市教育総合計画 マスタープラン実行計画 (令和6~7年度)から抜粋】		(柱1・方向性1) この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合	
		現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)
		30.2% ※1※2	35.2%
			目標値(令和7年度) 35.2%

※1 令和2年度世論調査(3年毎に実施のため、令和5年度、7年度は同数値)。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減と推測される。

重点とする事業

事業名	下宿地域市民センターテラス新設工事
事業概要	市民の生涯学習、コミュニティの拠点である下宿地域市民センター敷地内に「テラス」を整備する。10月(予定)から共用開始し、指定管理者による自主事業を展開する。
令和5年度の事業目的	下宿地域市民センターへ屋外テラスを新設し、地域の憩いの場、みどりと調和した屋外学習施設として活用することにより、生涯学習活動や多世代交流の促進を図る。
令和5年度の事業指標	①指定管理者による自主事業を延べ8回程度実施する。 ②事業参加者の満足度(アンケート実施。3分の2の肯定率を目指す)
中間	現場工事は9月29日に完了し、今後はテラスの備品である椅子やパラソル等の設置準備を行う。これらの備品が揃い次第、指定管理者と協議を行い自主事業の展開を進めていく。テラスの供用開始や自主事業の実施について、市HP等を使って12月から情報発信していく予定。
年度最終 (目標・指標に対する状況)	市HPや「いいのテラス」に看板を設置することで周知を図った。天候等の理由により、指定管理者による自主事業として2回の実施となった。事業指標の数値は達成できなかったが、「下宿マルシェ」や「下宿春の健幸フェスタ」にて、キッチンカー出店などでテラスを活用した。アンケートを実施した結果、17件中16件が『大変満足』『満足』と肯定的な意見となった。引き続き周知を行い、アンケートから市民の意見もいただきながら、今後の活用方法を検討する。
外部評価委員 意見	・下宿地域市民センターが世代を超えた地域の憩い、交流の場となっていることがSNSより伝わり、本事業の目的に向けた有効活用がなされていると判断できる。現在、指定管理者による自主事業が中心になされ、有効活用の効果検証として、テラス活用状況を知るアンケート調査を実施されたが、17件の回答では少ないと感じる。今後のさらなる有効活用に向けて、生涯学習活動や多世代交流の促進を図るためのアイデアを、小中学生から募集してはどうだろうか。採用された企画を子供たちや地域の方が運営するなど、総合的な学習の時間に位置付けた自律的、探究的な学習が期待できる。学校現場に無理のない範囲で、連携・協働していく新たな試みも考えられるのではないだろうか。 ・新設されたテラスを活用して更なる交流が進むことを期待したい。そのためにも、指定管理者の活動を的確にモニタリングしていくことが重要である。また指定管理者と市が役割分担を明確に意識しながら、連携・協働し、より効果的な利活用の在り方についても協議しながら、さらなる活用が進むことを期待したい。

令和5年度重点事業報告書兼点検評価個票

図書館

事務事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
-------	----------------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	2	図書館費
事業番号	4	図書館運営管理事業
総事業費(千円)	50	

施策体系(長期総合計画)

将来像	基本目標	施策	施策の方向性
1	12	122	1
3	32	321	1
3	32	321	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性		
1	2	生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進	
		図書館や郷土博物館などの生涯学習施設は、いつでも誰でも学ぶことのできる場としてだけでなく、市民が集いネットワークを広げる場でもあります。世代を超えた交流などの情報の拠点として様々な事業を実施し、いつでも必要な情報を得られる学習機能の充実を図ります。	
3	8	学びの関心や意欲を高めるための教育の推進	
		児童・生徒の学力を高めるためには、学習内容への興味・関心や、意欲的に学習する態度が不可欠です。指導法の工夫や教育機器の適切な活用によってこれらの力を育みます。	
指標 【第2次清瀬市教育総合計画 マスタープラン実行計画 (令和6~7年度)から抜粋】	(柱1・方向性2) 「これまで身に付けた知識や技術を自分以外のために活かしている」と回答した割合		
	現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和7年度)
	32.2% ※1※2	35.5%	35.5%

※1 令和2年度世論調査(3年毎に実施のため、令和5年度、7年度は同数値)。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減と推測される。

重点とする事業

事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
事業概要	駅前図書館を除く各図書館において調べ学習のための資料の充実を図り、展示しコンクール及び資料のPRに務める。教育指導課との連携により地域コンクールを開催し、優秀作を全国コンクールに推薦する。また、調べ学習を通じて調べることの面白さ、知ることの楽しさを体感することを通じて、「思考力・判断力・表現力」を育成し、意欲的に学習するための図書館利用を促進する。
令和5年度の事業目的	図書館を使った調べる学習コンクールに参加して図書館を利用し、本を手に取り読書する体験を通し、本に対する興味や、図書館への親しみを深めさせ、思考力・判断力・表現力を養うとともに、生涯を通して学び続ける姿勢を身に付けることにつなげる。
令和5年度の事業指標	①14校すべての小中学校から応募を募り、応募校100%を目指す。 ②図書館の貸出の利用頻度、本への興味、調べ方の習熟、来館頻度など(アンケート実施。3分の2の肯定率を目指す)
中間	8月25日から9月12日までの応募期間に、14校すべての学校から小学生817点、中学生301点、合計1,118点の応募があった。公益財団法人図書館振興財団作成の審査基準に従って、図書館職員による第1次審査、審査委員による第2次審査を実施し、小学生2名に教育長賞、小学生6名と中学生3名に優秀賞、小学生4名と中学生2名を佳作とし、10月21日に行う「清瀬教育の日」の中で表彰式の実施を予定している。応募総数により上記17名の作品を全国コンクールへ推薦する予定にしている。
年度最終 (目標・指標に対する状況)	市内小中学校14校すべての学校から昨年を上回る応募があった。17名の作品を全国コンクールに推薦し、全て佳作だった。(入賞(文部科学大臣賞、観光庁長官賞、「2030生物多様性枠組実現日本会議賞」、優秀賞)入選(優良賞、奨励賞、佳作)) また、アンケートについては実施することができなかった。

外部評価委員 意見	<p>・図書館を使った調べる学習コンクールの実施は、図書館を身近に感じ、図書館利用の促進を図るうえで効果的であったと理解できる。14校すべての学校から応募があったことは、実績として評価に値する。しかし、事業概要に示されている「思考力・判断力・表現力を育成し、意欲的に調べるために図書館利用を推進する」についての効果検証がなされていないのではないだろうか。思考力を見取る各種学力調査などとの関連から数値目標を設定することが考えられる。そのためには、教育指導課とのさらなる連携の視点が必要と考える。</p> <p>・昨年度は達成できなかった全学校の参加ということ達成でき、全国コンクールでも一定の成果を上げた点は評価できる。今後も、教育指導課とも連携し、学校での思考力・判断力・表現力の向上に繋がる学習指導の改善に結びつくような取組を期待したい。合わせて、本事業の施策体系での位置づけが生涯学習であることを考えると、本学習コンクールは継続的に取り組まれてきている事業であり、小中学校の卒業生の図書館利用者数が増加したかなどの成果の検証を行うなど、本事業が生涯学習に繋がる成果を上げているかという観点からの成果の検証も可能であると考え。全学校での実施が達成されたことを踏まえ今後は、学校での学習指導という側面と共に、生涯学習に繋がる図書館の利活用という側面での事業の充実や成果の検証ということを検討することも必要である。</p>
--------------	---

第5 点検評価に関する有識者からの意見

「教育の充実こそ、未来の清瀬を創る」十文字学園女子大学 塚田昭一

1. マスタープラン5つの柱と16の方向性 5つの重点事業の選定理由

第2次清瀬市教育総合計画マスタープランは、5つの柱と16の施策の方向性から構成されています。本報告書では、5つの柱のうち、3つの柱、16の方向性のうち、5つの方向性が重点事業として取り上げられました。他の2つの柱、11の施策は点検・評価対象にはなっていません。網羅的に点検・評価するのではなく、重点化により点検・評価することには賛成です。しかし、これら5つの重点事業がなぜ選定され取り上げられたのか、市民への説明責任が必要かと思われまます。

2. マスタープラン「実行計画」フェーズ4段階での目標達成の効果検証

令和5年度は、マスタープラン「実行計画」のフェーズ4にあたる「方向性を具現化する施策」を説明する最終段階です。「実行計画」では、これまでの「基本構想」で掲げた方向性を具現化するための具体的な取組みや事業の目標達成について、現段階における効果検証が必要です。例えば、本報告書に示された昨年度からの継続重点事業「図書館を使った調べる学習コンクールの実施」事業（柱1）は、目標達成水準（方向性2）に対して、令和4年度はどこまで近づき、令和5年度はどこまで伸びが見られたのか、さらに言えば、「基本構想」から「実行計画」の9年間を総括する意味で、単年度ごとの効果検証ではなく、目標値17.0%に向けた継続的な効果検証は行われたのか。また、個票にある「中間」段階において、年度途中の計画の見直し、改善がなされてきたのか。本来の「中間」の位置付けを明確にした目標達成に向けたプロセスの検証及び総括的な効果検証がフェーズ4段階では必要かと思われまます。

3. 教育は清瀬の未来を創る営み

学校現場を経験してきた立場から、各種事業の取組みにおいて、小中学生のかかわり方についてこれまでも新規提案をしてきました。昨年度は「屋内運動場照明器具LED化工事」事業、今年度は「下宿地域市民センターテラス新設工事」事業における小中学生のかかわりについて各論コメントで触れました。小中学生の発想は実に豊かです。清瀬市市民憲章にある「美しいまちを」「明るく手をつなぐまちを」「暖かい心のまちを」「時代とともに歩むまちを」「世界にひらくまちを」このようなまちを創るには、人の力、人の営みが必要

です。人の力、人の営みは教育によってこそ磨かれます。清瀬市の各種事業の未来を創る営みに、これまで以上に小中学生の参画を意識されてはいかがでしょうか。社会とのかかわりを小中学生が真剣に考える教育の実現をさらに期待します。

「事業目的に合致した的確な検証」 国立教育政策研究所 植田みどり

1. 事業目的に合致した的確な検証の実施

事業を的確に実施し、その成果を検証するためにも、事業目的に合致した検証が行える指標の設定が重要であるが、この点に課題がある。

例えば、「校務支援システムとあわせて導入する学校・保護者間のデジタル連携ツールの活用」において、令和5年度の事業目的は「ツールを活用して情報発信をすることにより、市民のニーズに対応した生涯学習の支援を図っていく」となっているにも関わらず、中間及び最終評価で示された結果が、通知の数及び、通知や通知の頻度等に関する満足度の数値である。これでは事業目的である、市民のニーズに対応した生涯学習の支援ができたのかどうかと言うことの検証にはなっていない。

事業目的に照らして、その事業の達成状況を的確に把握できる指標の設定を行うと共に、指標を的確に示すデータを収集、分析することが重要である。そうすることで、評価を通して、市として実行している事業の内容やその成果を市民に対して分かりやすく説明することが可能となり、アカウンタビリティを果たすことに繋がると考える。

2. 施策体系と年度ごとの重点事業の関係性

年度ごとの重点事業は教育総合計画マスタープランの施策体系の中に位置づけられているものである。そのことを考えた時に、年度ごとの重点事業はその施策体系が示す方向性を実現するための年度ごとの重点事業であるという立て付けを意識した事業目的と達成目標の設定になっている必要がある。その点が反映された事業点検の枠組みになっていない点が課題である。

例えば、「図書館を使った調べ学習コンクールの実施」は、「生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進」である。令和5年度の重点事業としては「図書館を使った調べる学習コンクールの実施」において全小中学校の参加、学校での思考力・判断力・表現力という学習指導の充実が目標であった。その点は達成されているが、今後はそのことが生涯学習活動の支援に繋がっていく道筋を描いた重点事業の設計をしていく必要がある。

次年度以降においてこの点を意識した重点事業の設計を期待したい。

3. 検証プロセスの見える化

本年度より中間評価が実施されたことは評価する点である。しかし、この中間評価が事業点検活動においてどのように活用されたのかが見えなかった。後半の事業の取組の改善に活用されたという点が評価票から読み取れるような記述を次年度の評価票では記載して欲しい。つまり、中間評価の数値を単に記載するだけでなく、その結果をどのように後半の事業運営に活用し、年度末の最終評価において目標の達成に向けて取り組んだのかという事業の取組及びその間の検証プロセスの可視化が可能となるような取組に中間評価を活用することを期待したい。

第6 清瀬市教育委員の活動状況(令和5年度)

1 教育委員会の構成

職名	氏名	任期	備考
教育長	坂田 篤	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日	
教育長 職務代理者	宮川 保之	自 令和 4年10月 1日 至 令和 8年 9月30日	
委員	粕谷 衛	自 令和 2年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日	
委員	兵頭 扶美枝	自 令和 3年 4月16日 至 令和 5年 6月30日	任期中退任
委員	尾崎 啓子	自 令和 5年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日	
委員	鈴木 美紀	自 令和 5年 7月 1日 至 令和 7年 4月15日	任期は前任の残任期間

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月1回の定例会、必要に応じて臨時会を開催し、議案、報告事項等を審議しました。

実施日	主な審議項目
令和5年第4回定例会 令和5年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育委員会重点事業について 令和5年度研究指定校について 令和5年度行事予定について(教育指導課事業予定A・B表) 令和6年度使用教科書採択の流れ(通常の学級用・特別支援学級用) 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(4月1日版) 「これからの清瀬の図書館を創造する会」の設置について
令和5年第5回定例会 令和5年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 新校開設に向けた取組みについて 清瀬市学校運営協議会委員について 令和4年度長期欠席・いじめ調査の報告について
令和5年第6回定例会 令和5年6月23日	議案第14号 教育委員の退任について <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度清瀬市教育委員会重点事業 最終報告 「清瀬の100冊」読書感想文コンテストについて 台風2号の影響による清瀬第四中学校、芝山小学校の修学旅行について 米粉パンについて 防災防犯標語の作品の表彰について
令和5年第7回定例会 令和5年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> 清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について 下宿市民プールの閉鎖について
令和5年第8回定例会	議案第15号 令和6年度使用清瀬市立小学校教科用図書の採択に

令和5年8月18日	<p>について</p> <p>議案第16号 令和6年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について</p> <p>議案第17号 小中一貫教育について</p> <p>議案第18号 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度外部評価）について
令和5年第9回定例会 令和5年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度学力調査結果概要について ・令和5年度1学期の長期欠席・いじめ等の状況について ・スクールバス運行業務委託について ・これからの清瀬の図書館を創造する会（第2回）について ・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの感染状況について
令和5年第10回定例会 令和5年10月25日	<p>議案第19号 清瀬市教育委員会の電子情報処理組織を使用して行う申請等の手続の特例に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第20号 清瀬市社会教育委員の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度重点事業の中間報告 ・清瀬市スポーツ推進委員の退任について
令和5年第2回臨時会 令和5年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会からの答申について ・清瀬市の全国学力・学習状況調査の結果について ・清瀬市の不登校児童対策について
令和5年第11回定例会 令和5年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・新校開設基本構想・基本計画（案）について ・清瀬市立学校小中連携教育の推進について ・令和6年度清瀬市立学校教育課程編成基準（案）について ・清瀬市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部改正 ・清瀬市立図書館サービス基本方針（案）について
令和5年第12回定例会 令和5年12月22日	<p>議案第21号 令和5年度清瀬市教育委員会表彰審査会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「命の教育フォーラム」について ・清瀬市立図書館サービス基本方針（素案）について ・子供読書活動推進計画期間の延長について ・清瀬市立科山荘条例の廃止について
令和6年第1回定例会 令和6年1月19日	<p>議案第1号 清瀬市学校運営協議会設置について</p> <p>議案第2号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬第七小学校の健康づくりについて ・清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画（案）のパブリックコメントについて ・清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例について ・清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について
令和6年第1回臨時会 令和6年2月7日	<p>議案第3号 清瀬市立図書館サービス基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画（案）のパブリックコメントについて
令和6年第2回定例会 令和6年2月26日	<p>議案第4号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <p>議案第5号 新校開設基本構想・基本計画（案）について</p> <p>議案第6号 清瀬市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第7号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第8号 生涯学習センター条例施行規則の一部改正について</p>

	<p>議案第9号 スポーツ推進委員の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度実行計画及び重点事業候補の説明について ・令和6年度給食費改定について ・清瀬市立科山荘条例施行規則の廃止について
<p>令和6年第3回定例会 令和6年3月27日</p>	<p>議案第10号 清瀬市立図書館設置条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第11号 清瀬市教育マスタープラン実行計画令和6年度重点事業について</p> <p>議案第12号 令和6年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市就学援助費支給要綱の一部改正について ・令和5年度学校評価の結果について ・令和6年度特色ある学校づくり事業予算査定結果について ・令和7年度以降の小学校第5学年の移動教室及び第6学年の修学旅行について ・令和6年度清瀬市立小・中学校管理職について

3 教育委員会学校訪問

(1) A訪問(学校訪問)

趣 旨:学校訪問を通して、学校経営方針及び教育課程届に基づく教育課程の進行状況並びに各校の特色ある教育活動や校内研究、授業改善推進プラン等の取組状況を把握する。

内 容:授業参観(3・4校時)、給食試食、管理職との懇談(5校時)

訪問者:教育長、教育委員、教育委員会事務局職員

(2) B訪問(指導訪問)

趣 旨:研究授業及び研究協議に対する指導主事等による指導・助言を通して、教職員の学習指導力向上を目指す。

内 容:研究授業観察(5校時)、研究協議への参加及び指導・助言

※校内研究又は校内研修会における研究授業を兼ねることも可とする。

訪問者:教育長、教育委員(任意参加)、教育委員会事務局職員(指導主事を含む)

訪問日	学 校 名	訪問パターン
令和5年 5月17日	清瀬第二中学校	B
令和5年 6月14日	清瀬第三小学校	A
令和5年 6月21日	清瀬小学校	B
令和5年 7月 5日	清瀬第七小学校	B
令和5年 7月21日	清明小学校	B
令和5年 9月22日	清瀬第四小学校	A
令和5年10月18日	清瀬中学校	B
令和5年10月27日	清瀬第五中学校	A
令和5年11月 1日	清瀬第六小学校	B
令和5年11月15日	芝山小学校	A
令和5年11月22日	清瀬第四中学校	A
令和5年12月19日	清瀬第三小学校	B
令和6年 1月17日	清瀬第十小学校	A
令和6年 1月31日	清瀬第八小学校	B

※A訪問とB訪問は隔年で実施します。

4 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任しています。

組 織 名	委 員 名	任 期	備 考
東京都市町村教育委員会連合会 役員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 6年 5月26日	
子ども子育て会議委員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 7月31日	
	鈴木 美紀	自 令和 5年 8月 1日 至 令和 7年 7月31日	
清瀬市男女共同参画センター 運営委員会委員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 6年 3月31日	

<資料>

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1)点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

- 第4条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- 2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
 - 3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
 - 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 16 日教委訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

清瀬市

令和6年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分） 報告書

令和6年8月発行

発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地

電話 042-492-5111 ・ FAX 042-495-3940
